

電気料金約款

【ダイナミック・プライシング契約】

アークエルテクノロジーズ株式会社

## 目次

1. 実施期日…1
2. 定義…1
3. 適用条件…1
4. 電気料金…1
5. 本約款の変更および廃止…1

### 別表

1. 電気料金…2

電気料金約款【ダイナミック・プライシング契約】（以下、「本約款」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、電気供給約款及び電気料金約款【一般契約】に従います。本約款は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた当社が定める地域に適用します。なお、本約款に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本約款」は、2020年9月1日より実施します。

2. 定義

本約款において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

九州電力管内	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。
--------	--

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数は60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

九州電力管内	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
--------	---

4. 電気料金

料金は、月額サービス料金と、使用電力量1キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額の合計とします。

5. 本約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本約款を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

## 1. 電気料金

	月額サービス料金		従量料金単価	
	九州電力管内	1契約につき	1100.00円	1キロワット時につき